

## 「緊急事態宣言」解除後の組合事務局の感染防止対策について

5月25日の「改正特別措置法」の「緊急事態宣言」全面解除にともなう「基本的対処方針」に基づき、今後も引き続きテレワークの推進など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が求められています。

組合事務局では新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、交代制のローテーションによる出勤体制とし、一部職員が在宅勤務となります。これにともない、各種お問い合わせ等に関するご回答が遅れる場合がありますことをご了承ください。

また、事務所内においては換気につとめ、職員はマスク着用・手指のアルコール消毒を実施します。会議等の開催についても同様の措置を実施します。

組合事務局は月曜日から金曜日までの平日、9：00～17：00の間通常通り業務を行います。

よろしくお願ひ申し上げます。